

第2号様式（第5条第2項）

第 号  
年 月 日

様

野田市長

印

延長保育料決定（変更）通知書

次のとおり延長保育料を決定（変更）しましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
利用施設の名称	
決定（変更）年月日	年 月 日
階 層 区 分	
延 長 保 育 料	月額 円（午後 時まで）
変更前延長保育料	
変更の場合の理由	
備考 緊急その他やむを得ない事由がある場合で、上記の時間を超えて延長保育を利用するときは、1時間当たり150円（ただし、A階層又はB階層については無料）の延長保育料を徴収します。	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。